

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」による。

(2) 蒔田小学校いじめ防止基本方針の目的

蒔田小学校いじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」という。）は、いじめの未然防止及び解決を図るための基本事項等を定めることにより、いじめ問題に対して教職員・児童・保護者・地域関係機関等が相互に協力しながら子どもの健全育成を図り、「いじめをしてはならない」という気持ちを醸成させ、いじめのない学校を目指すものである。

(3) いじめを防止するための基本的な方向性

◎いじめの未然防止

- ・いじめを許さない風土づくり
- ・道徳、人権教育の充実
- ・コミュニケーションスキルの向上—あいさつ運動
- ・基本的生活習慣の確立
- ・ユニバーサルデザイン化した安心して学習ができる環境
- ・「できる・わかる授業」「児童が主体的に参加できる授業」
- ・適切な人間関係づくり
- ・自己有用感の醸成
- ・子どもの社会的スキル横浜プログラムの積極的な活用を推進し、適切な人間関係をつくる。

◎いじめの早期発見・早期対応

- ・いじめを見逃さないための体制強化
- ・教職員相互の積極的な情報交換
- ・教育相談体制の充実
- ・教職員の資質向上
- ・YP アセスメントの年2回の実施

◎いじめに対する適切な対応・措置

- ・組織的な対応
- ・児童・保護者との信頼関係の確立
- ・関係機関との連携強化

2 いじめ防止対策委員会の設置・役割

(1) 設置

- (a) 法第22条に基づき、本校に「いじめ防止対策委員会（以下、「対策委員会」という。）」を設置する。

(2) 構成

- (a) 対策委員会の構成員は原則として次の者とする。
校長、副校長、教務主任、学年主任、児童支援専任、養護教諭、特別支援コーディネーター
- (b) 事案の状況により、関係する教職員等を加える。
- (c) 必要に応じて、心理や福祉等の専門家（カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）の参加を求める。

(3) 役割

- (a) いじめの防止及び早期発見のための取組を企画・推進する。
- (b) いじめ事案に対して中核となり、組織的な取組を展開する。
- (c) いじめに関する情報収集、記録、対応の際の役割分担等を行う。
- (d) 重大事態発生の際には、中核となり調査を行う。
- (e) 学校基本方針、年間計画の作成、検証、修正を行う。

(4) 年間計画

月	内 容
4月	いじめ防止対策委員会（年間活動方針等の確認） 生徒理解研修（いじめ防止研修）
5月	いじめ防止対策委員会 家庭訪問 学校・家庭・地域連携事業実行委員会 いじめ早期発見のための生活アンケート（記名式）
6月	いじめ防止対策委員会 まちと歩む学校づくり懇話会① ※教育相談
7月	いじめ防止対策委員会 保護者面談 生活実態調査①（YPアセスメント）
8月	いじめ防止対策委員会（前期の振り返り及び後期に向けて） 横浜こども会議 YPアセスメント支援検討
9月	いじめ防止対策委員会 人権教育研修 SOS の出し方プログラム
10月	いじめ防止対策委員会 体罰防止研修 いじめ実態調査アンケート（記名式）
11月	いじめ防止対策委員会 学校・家庭・地域連携事業実行委員会 生活実態調査②（YPアセスメント）
12月	いじめ防止対策委員会（年度末反省検討） 保護者面談 いじめ解決一斉キャンペーン（人権週間） YPアセスメント支援検討 いじめ実態調査アンケート（無記名）
1月	いじめ防止対策委員会 ※教育相談
2月	いじめ防止対策委員会 まちと歩む学校づくり懇話会②
3月	いじめ防止対策委員会（次年度に向けて）

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

(1) いじめの防止

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、「だれもが、安心して、豊かに」学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを進めていく。

- (a) 道徳・人権教育を推進し、いじめを許さない風土づくりに努める。
- (b) ユニバーサルデザイン化した学習環境・授業づくりによって児童が安心して授業に臨め、分かる・できる体験を積み重ねることで自己肯定感を向上させる教育を進める。
- (c) たてわり班集会活動や宿泊体験学習の報告会など、異学年交流の機会を充実させる。
大勢で遊ぶ、友達と語り合う、他人と協力し合うことを通して、多様な人間関係の中で、社会性や対人関係能力を身につけ、児童の自己有用感を高める。

(2) いじめの早期発見

たとえ、些細な兆候であっても、疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめの早期発見に努める。日頃からの児童との信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化やサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報を共有していく。

- (a) いじめを見逃さない教職員の体制づくりを推進する。
- (b) 定期的ないじめ実態調査アンケート（記名式：5月下旬・10月上旬、無記名式：12月）とYPアセスメント（7月、11月）を行い、児童の実態把握をする。

(3) いじめに対する措置

いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で、加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の心身の健全育成を重視した指導を行う。

- (a) 対策委員会を中核として、組織的な対応を徹底する。
- (b) 速やかに事実確認を行い、被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援を行う。
聞き取りのタイミングについては、事案の内容、関わる児童の人数、関わる児童の学級の時間割、支援を行う教員の授業予定等を総合的にみて、適切に判断する。
- (c) 授業時間中に聞き取りを行った場合、該当児童への学習補償を適切に行う。
- (d) 集団全体への指導・支援を適切に行う。
- (e) 状況によって警察署等関係機関、専門機関との連携を適切に図る。

(4) 教職員研修の実施

すべての教職員の共通認識を図るため、年間計画に位置付けた、いじめを始めとする児童指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

- (a) 日頃から、児童理解に努める。
- (b) いじめ防止、未然防止対応に向けた校内研修を計画的に実施（4月）する。

(5) 学校・家庭・地域連携事業等との連携

学校基本方針等について保護者や地域の方々の理解を得ながら、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、緊密な連携協力を図る。

- (a) いじめ問題に対して、個人情報に配慮し、保護者や地域の方たちと情報を共有し、共通理解のもと対応を図る。

4 重大事態への対処

(1) 発生時の報告

- (a) 重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

(2) 調査・報告

- (a) 対策委員会を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた調査を実施する。
- (b) さらに、その調査結果を教育委員会に報告する。

(3) 生徒・保護者への報告

- (a) いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適宜・適切に報告する。
- (b) これらの情報の提供に当たって、学校は、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

5 その他

- ◎ 必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、改めて公表する。